

デイサービス東神田の里 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いわき会が設置するデイサービス東神田の里（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護〔指定予防通所事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定予防通所事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- ・看護職員 2名(常勤0名、非常勤2名・機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、利用者の健康状態の確認及び介護を行う。
- ・機能訓練指導員 2名(常勤0名、非常勤2名・看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
通所介護従事者は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の業務にあたる。
※従事者数は必要に応じて増員することができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2)休業日 日曜日、祝休日、12月31日から1月3日
- (3)営業時間 8時30分から17時30分
- (4)サービス提供時間 9時から16時30分

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は1日30名とする。(1単位30名)

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容)

第8条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容は、つぎに掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①健康チェック
- ②入浴
- ③機能訓練
- ④レクリエーション
- ⑤食事
- ⑥送迎
- ⑦生活指導(相談・援助等)
- ⑧アクティビティ グループ活動(介護予防)など

10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当っての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定予防通所事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスの完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人いわき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月21日から施行する。